

総合評価落札方式の見直し概要（適用基準と評価項目）【土木工事・建築工事】

施工体制確認型総合評価落札方式の見直し概要

(1) 適用基準の見直し

・3千万円以上の一般競争入札案件⇒原則、総合評価落札方式で発注

(2) 評価項目の見直し

[簡易型] ⇒企業の施工能力や配置予定技術者の能力により技術力を評価（施工計画は求めない ※1億円～3億円の価格帯では簡易な施工計画を提出）

[標準型] ⇒企業の施工能力等に加え、施工上の課題に対する施工計画を求めて技術力を評価

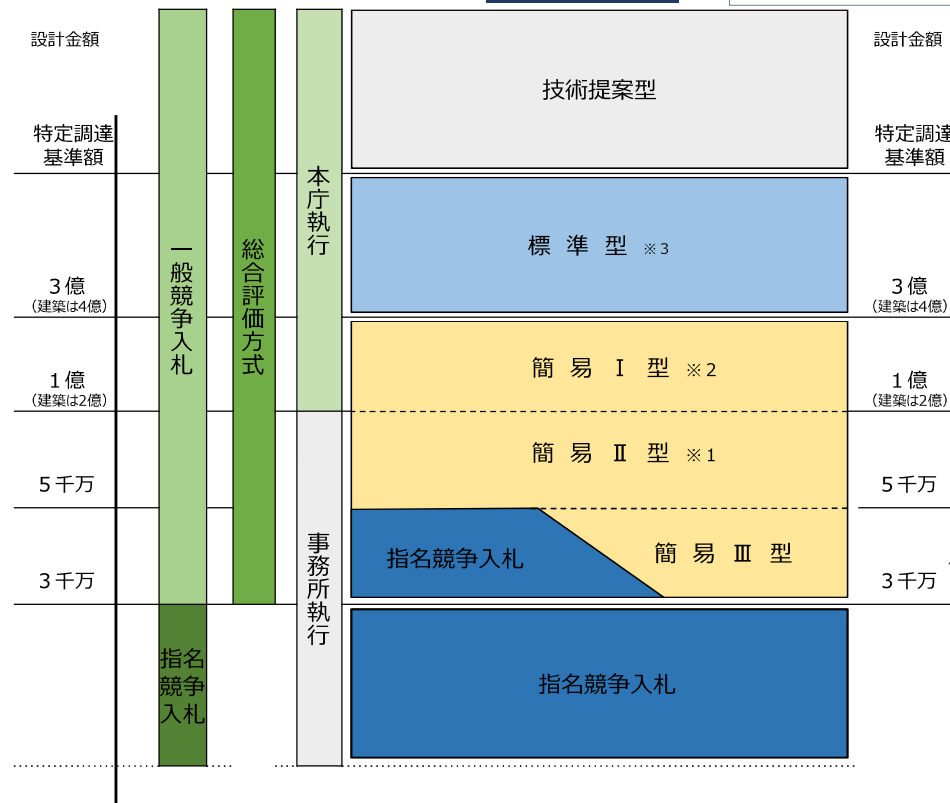
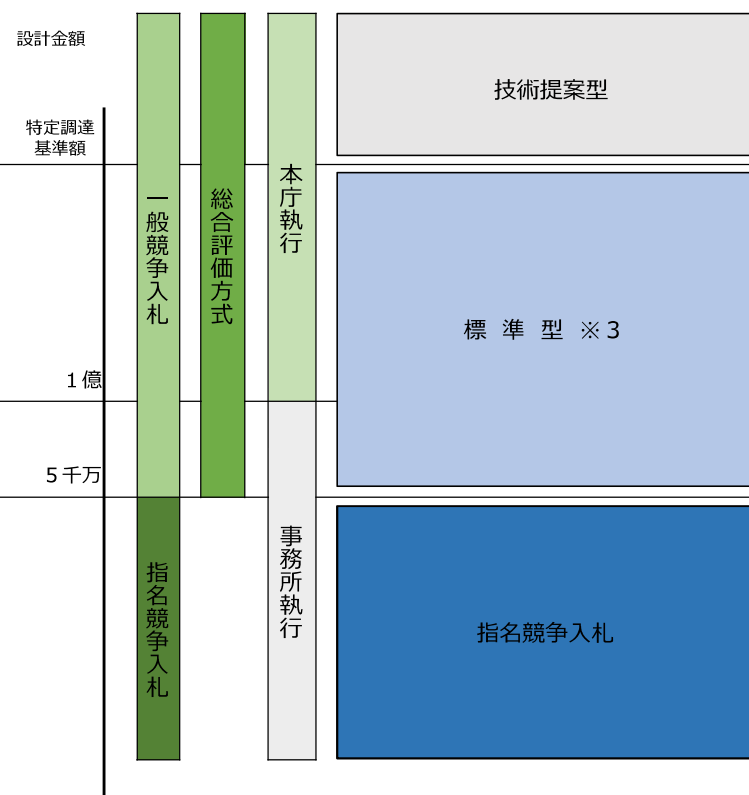
[技術提案型] ⇒企業の施工能力等に加え、技術提案を求めて技術力等を評価

(3) 学識経験者からの意見聴取 簡易型は工事毎の意見聴取を省略

現行

見直し

低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対して、施工体制確認審査を実施（施工体制確認型）



3,000万から5,000万の価格帯は一部工事から試行的に総合評価を実施

※1 現場条件の制約など施工上の課題がある場合は、簡易型 I・標準型を適用することができる。

※2 現場条件の制約など施工上の課題がある場合は、標準型を適用することができる。

※3 技術的工夫の余地の大きい工事であって、民間企業の優れた技術力を活用することにより社会的便益の期待できる工事は技術提案型を適用することができる。